

杉並区天沼青少年育成委員会規約

(名称)

第1条 本会は、杉並区天沼青少年育成委員会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、地域社会の総力を結集して、相互に協力しあい、次代を担う青少年の健全育成をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの諸事業をおこなう。

- (1) 青少年をめぐる社会環境の浄化に関する事業
- (2) 青少年が社会の一員としての自覚や社会参加の喜びを体験するためのボランティア活動の推進
- (3) 中高校生等青少年が自らの住む地域で、主体的に参画できる事業の推進
- (4) 青少年問題や委員会の活動、行事のPRなどを広く伝える広報紙の発行
- (5) 地域の青少年をめぐる情報の共有や青少年健全育成に向けての研修の推進
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(委員会及び総会)

第5条 本会の委員は、本会の目的に賛同する住民組織及び青少年団体の代表者、委嘱指導者、公的機関代表者並びに常任委員会が承認したものとする。

2 総会は、委員をもって構成し、毎年1回会長が召集し、次の事項を処理する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他常任委員会において必要と認められた事項

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員は再任されることができる。

(役員及び役員会)

第7条 本会につぎの役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員の選出は、委員改選期に第10条（専門部会）により委員改選管理委員会を発足し、次期委員の中から役員を選任する。常任委員会の承認を得て総会で決定する。

3 役員会は、原則として月1回開催し、各事業を執行する。

4 役員会は、会長が召集する。

(役員職務)

- 第8条 会長は、本会を代表して業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 会計は、金銭の管理及び収入支出の事務を処理する。
 - 4 庶務は、事業が円滑に推進できるようにその事務を処理する。
 - 5 監事は、金銭の管理及び収入支出の状況並びに業務執行の状況を監督し、その結果を総会に報告する。

(常任委員及び常任委員会)

- 第9条 本会に常任委員及び常任委員会をおく。
- 2 常任委員の選出は、第7条2に準じて若干名選任する。
 - 3 常任委員会は、役員と常任委員で構成し、この規約で定めるもののほか、総会において処理すべきものとされた事項以外の業務を処理する。
 - 4 常任委員会は、会長が召集する。

(専門部会)

- 第10条 本会は、必要に応じて専門部会をおくことができる。
- 2 専門部会に対し、必要な事項は常任委員会が定める。

(議事)

- 第11条 総会及び常任委員会は、それぞれ委員または常任委員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところとする。
- 2 総会または常任委員会に出席できない委員または常任委員は、当該事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示することができる。この場合において、前項の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 3 会長は、総会、常任委員会及びその他の会議を開催した場合は、議事録を作成しなければならない。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(杉並区との関係)

- 第13条 本会は、杉並区の補助金を受ける団体として、杉並区の認定を受けるものとする。また、事業の運営にあたり、必要に応じて区の支援を受けることができる。

(規約改正)

- 第14条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

(委託)

- 第15条 この規約の執行に関し必要な事項は、常任委員会が決める。

附則

- この規約は、昭和53年4月1日から施行する。
この規約は、平成12年5月22日から施行する。
この規約は、平成13年4月25日から施行する。
この規約は、平成21年5月8日から施行する。